

投資法人の最新税務動向

第13回

投資主の税務



山本 恭司

EY 税理士法人
アソシエイトパートナー
税理士

古川 英章

EY 税理士法人
アソシエイトパートナー
税理士

前回まで投資主における税務上の取扱いを断片的に解説してきたが、今回はそれらを集約した。証券税制、特に個人株主に係る税務は、税率の変更、損益通算対象の拡大、少額投資非課税制度の創設など毎年のように改正が行われている。また、投資口に係る税務上の取扱いは変遷を重ね、現在では株式とほぼ同じになっているものの、投資法人が導管体であることを理由に取扱いが異なる場合もあり、注意が必要である。

なお、文中の意見にあたる部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りしておく。

1. 分配金の種類

投資法人の分配金には、投資法人の分配原資に対応して「利益分配金」と「利益超過分配金」に区分され、また利益超過分配金は「一時差異等調整引当額 (ATA)^{注1}」と「その他の利益超過分配金 (OPD)^{注2}」に区分される。ここで「その他の」とは「一時差異等調整引当額以外の」という意味であり、ATAの分配が行われない場合には単に「利益超過分配金」と呼ばれる^{注3}。

分配金の原資	分配金の種類	
出資総額 (または出資剰余金)	利益超過分配金	一時差異等調整引当額 (ATA)
		その他の利益超過分配金 (OPD)
利益剰余金 (当期末処分利益)	利益分配金	

注1
Allowance for Temporary difference Adjustmentの略

注2
Optimal Payable Distributionの略。一般にOPDは利益超過分配全てを指すが、本稿ではATAと区別するために「その他の利益超過分配」をOPDと呼ぶことにする。

注3
ATA制度の導入前も単に「利益超過分配金」と呼ばれていた。

2. 個人投資主の税務

(1) 分配時の源泉徴収

①利益分配金

投資法人の利益分配金は、株式会社からの配当金と同じく所得税法上は「配当所得」に区分され、分配時に下記の税率により源泉徴収が行われる。

投資法人の区分	所得税 ^{注4}	住民税	合計
上場	15% (2037年までは15.315%)	5%	20% (2037年までは20.315%)
上場（大口個人投資主 ^{注5} が受け取る場合）	20% (2037年までは20.42%)	/	20% (2037年までは20.42%)
私募			

②一時差異等調整引当額 (ATA)

ATAは、投資法人の税会不一致等に起因する課税の解消を目的として2015年に設けられた制度である。この制度の導入前、投資法人は減損損失など税務上損金算入が認められない費用・損失が発生した場合には法人税課税され、さらにはその法人税等の影響により90%超支払配当要件を満たせなくなるリスクがあった。ATA制度の導入により、投資法人はこの税会不一致等に相当するATAを分配すれば損金算入が認められ、投資法人側では課税されずに投資主側で課税されるという、①の利益分配金と同様の効果を受けられるようになった^{注6}。

ATAは、投信法上は利益超過分配金の一種ではあるが、所得税法上は本則配当に位置付けられ^{注7}、①の利益分配金と同じ課税関係が適用される。

一時差異等調整引当額 (ATA) のポイント
源泉徴収も確定申告も①利益分配金と同じ取扱い (分配時の源泉徴収も①と②を合算して行う)

③その他の利益超過分配金 (OPD)

OPDは、投資法人の資本の払戻しに該当し、投資主においては「みなし配当」と「みなし譲渡収入」から成るものとして取り扱われる。

a. みなし配当

みなし配当の額は投資法人から通知されるので、投資主は自ら計算する必要はない。みなし配当には、①利益分配金と同じ課税関係が適用される（分配時には源泉徴収される）。

b. みなし譲渡収入

OPDのうちa.みなし配当以外の部分は、投資口の譲渡に係る収入金額とみなされる（これを「みなし譲渡収入」という）。投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価を算定し、投資口の譲渡損益を計算する。この譲渡損益の取扱いは、原則として(4)の投資口の譲渡と同様であり、譲渡益が生じた場合は確定申告する必要がある。また、投資口の取得価額の調整（減額）を行う^{注8}。

注4

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づき、2013年から25年間、所得税率には復興特別所得税（所得税の額の2.1%相当）が上乗せされる。以下同様。

注5

配当基準日において発行済投資口総数の3%以上を保有する個人投資主を指す。

注6

ATAの詳細は第1回 (Vol.33)～第3回 (Vol.35)を参照のこと。

注7

通常の配当所得になる（みなし配当ではない）。

注8

これらOPDに係る一連の計算例は、第12回 (Vol.46) P96～P97の【設例】を参照のこと。

譲渡原価の額	従前の取得価額×純資産減少割合（※）
譲渡損益の額	みなし譲渡収入金額－譲渡原価の額
調整後の取得価額	従前の取得価額－譲渡原価の額

（※）純資産減少割合は投資法人から通知される。

その他の利益超過分配金（OPD）のポイント	
みなし配当部分	源泉徴収も確定申告も ①利益分配金と同じ取扱い (分配時の源泉徴収は①とは別に行われる)
みなし配当以外の部分	みなし譲渡収入となり、譲渡損益計算を行う (譲渡益が生じた場合は確定申告する必要あり)

(2) 投資口の売却時の源泉徴収

投資口の売却時は原則として源泉徴収されないが、上場投資法人の投資口を(6)で述べる特定口座（源泉徴収選択口座）内で売却して譲渡益が発生した場合には、その譲渡益に下記の税率を乗じた源泉徴収が行われる。

所得税	住民税	合計
15% (2037年までは15.315%)	5%	20% (2037年までは20.315%)

(3) 分配金の確定申告

大口個人投資主^{注5}を除く個人投資主は、(1)①②及び③a.の分配金について源泉徴収のみで納税完了となり、確定申告をしないこともできる(これを「確定申告不要制度」という)。もし確定申告を行う場合には、5%～45%の累進税率による「総合課税」と源泉徴収税率と同じ15%による「申告分離課税」のいずれか一方の申告が認められている^{注9注10}。

ただし、総合課税を選択した場合であって

も、投資法人からの利益分配金に対して配当控除の適用はできない^{注11}。

	確定申告をする (下記のいずれか一方を選択)		確定申告をしない (確定申告 不要制度) ^(※1)
	総合課税	申告分離課税	
借入金利子の控除	あり	あり	/
税率	累進税率	源泉徴収税率と同じ	
配当控除 ^{注11}	なし	なし	
上場株式等に係る譲渡損失 ^{注12} との損益通算	なし	あり	
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる ^(※2)	

（※1）大口個人投資主^{注5}が1回に受け取る配当金額が5万円超（6ヶ月決算換算）の場合には、必ず総合課税による確定申告を行う必要がある。

（※2）上場株式等に係る譲渡損失との損益通算を行う場合にはその通算後の金額に、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を行う場合にはその控除前の金額になる。

確定申告不要制度を使わずにあえて確定申告するのは、税金の還付が見込めるからである。ただし、扶養家族が確定申告を行うと、上記の表のように申告額が合計所得金額に含まれる結果、扶養控除等から外れる可能性があるため注意が必要である。

確定申告を行う方が有利なケース	解説
総合課税による適用税率が源泉徴収税率よりも低くなる場合	総合課税ではその投資主の年間所得金額に応じて5%～45%の累進税率が課されるが、上場リートの源泉徴収税率は15%であるため、総合課税で低い所得税率（5%又は10%）が適用される場合には、確定申告により源泉徴収税額の一部が還付される可能性がある ^{注13} 。
上場株式等に係る譲渡損失 ^{注12} と損益通算する場合（(4) b.を参照）	2009年に上場株式等に係る配当所得と上場株式等に係る譲渡損失との確定申告による損益通算が認められるようになった。申告分離課税による税率は源泉徴収税率と同じ15%であるが、譲渡損失分が控除されるため、源泉徴収税額の一部の還付が見込める。

注9

一部の受取配当を総合課税で申告し、別の受取配当を申告分離課税で申告することは認められていない。ただし、受取配当の一部を申告し、残りの配当を申告しないことはできる。

注10

私募リートを含む非上場株式等からの配当は申告分離課税を選択できず、総合課税のみとなる。

注11

投資法人は導管性要件を満たせば支払配当に相当する利益が課税されないため、投資主において二重課税を配慮する必要がないことから配当控除制度は認められていない。これは、その投資法人が導管性要件を満たせず通常課税を受ける事業年度に係る分配においても同様である。なお、申告分離課税制度には元々配当控除の規定がない。

注12

上場株式等（上場投資口を含む）を金融商品取引業者（証券会社等）を通じて譲渡したこと等により生じた損失をいう。

注13

配当所得を総合課税で申告した場合、住民税においては源泉時の配当割が5%であるのに対して所得割の税率は10%であるため実質増税になってしまう。これを避けるためには別途配当所得を取り込まない住民税申告書を提出する必要がある（「申告不要にするための申告手続き」とも呼ばれ、自治体によっては別に「課税方式の申出書」の提出も求められる場合もある）。

(4) 投資口の譲渡益の確定申告

投資口を含む株式等の譲渡益(譲渡所得)が発生した場合には原則として確定申告を行う必要があり、総合課税ではなく申告分離課税の対象となる。また2016年から、上場株式等に係る譲渡所得は、それ以外の株式等に係る譲渡所得とは別の区分により計算を行うこととなり、相互の損益通算はできなくなっている。

a. 申告分離課税の税率

所得税	住民税	合計
15% (2037年までは15.315%)	5%	20% (2037年までは20.315%)

b. 配当所得との損益通算

上場株式等(上場投資口を含む)の譲渡損が生じた場合、他の上場株式等に係る譲渡所得等との相殺を除き、他の所得との損益通算はできないが、上場株式等を金融商品取引業者等(証券会社等)を通じて譲渡したこと等により生じた損失である場合は、その年に(3)で申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と通算することができる。

【損益通算の例】

Aは、上場株式等の売却により10万円の譲渡損を出したが、上場株式等からの配当所得20万円(20.315%に相当する40,630円の源泉徴収済み)と共に申告分離課税による確定申告を行い、損益通算により20,315円相当の源泉税の還付(住民税については翌年の住民税額からの控除)を受けることができた。

c. 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

その年に発生した上場株式等(上場投

資口を含む)の譲渡損について、b.の配当所得と損益通算してもなお控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間にわたり、上場株式等に係る譲渡所得等の金額と(申告分離課税を選択した)上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができる。この繰越控除の適用を受けるためには、損失が生じた年に確定申告書を提出するとともに、その後の年において連続して確定申告書を提出する必要がある。

(5) 特定口座(簡易申告口座)

金融商品取引業者等(証券会社等)に特定口座を開設し、その特定口座を通じて上場株式等の売買を行った場合、特定口座内の売買取引はその金融商品取引業者等(証券会社等)が取りまとめ、翌年の初めに特定口座年間取引報告書が送付されるので、確定申告はその報告書に基づいて行えばよい。この特定口座を「簡易申告口座」または「源泉徴収なしの特定口座」と呼ぶことがある。

(6) 特定口座(源泉徴収選択口座)

特定口座内で生じる所得に対して源泉徴収することを選択した口座を「源泉徴収選択口座」または「源泉徴収ありの特定口座」という。この特定口座内で生じた所得は特定口座内で納税手続きが完了しているため、確定申告の必要がない^{注14}。

この口座における源泉徴収の選択肢は2通りある。

a. 上場株式等の譲渡益の源泉徴収のみを選択

上場株式等の売却取引の都度、特定口座内でその年分の譲渡所得計算が行われ、20%(2037年までは20.315%)の税率

注14

「申告不要」であっても申告は可能であり、4(c)の譲渡損失の繰越控除の適用を受けるためには確定申告が必須となる。

により源泉徴収が行われる(その取引が譲渡損で、かつその年の直前までの取引との通算で過大徴収であった場合には還付される)。よって年末時点では、全ての譲渡所得計算と納税が完了していることになる。

b. 上場株式等の譲渡益と上場株式等の配当等の両方の源泉徴収を選択

配当等を源泉徴収選択口座で受け取ることを選択する場合、証券会社等に「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出するとともに、配当金の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択する必要がある^{注15}、配当等の受取りの都度20% (2037年までは20.315%)の税率により源泉徴収が行われる^{注16}。売買取引についてはa.と同じ処理が行われ、年末時点で譲渡損になることが確定した場合、年内の全ての取引終了後に特定口座内で(4) b.【損益通算の例】の処理が行われ、配当等に係る源泉徴収の過大分は翌年初めに特定口座に還付される^{注17}。

(7) NISA 制度

2014年に少額投資非課税制度(通称:NISAニーサ)が開始された。このNISA口座で取得した上場株式等に係る配当等と譲渡益は非課税になり^{注18}、所得税と住民税が課税されない^{注19}。「一般NISA」と「ジュニアNISA」の非課税期間は5年間^{注20}、一般NISAとの暦年毎の選択制^{注21}で導入された「つみたてNISA」の非課税期間は20年間である。

投資上限額	一般 NISA (満20歳 ^{注22} 以上)	ジュニア NISA (未成年者)	つみたて NISA
2014年～ 2015年	年間 100 万円		
2016年～ 2017年	年間 120 万円	年間 80 万円	
2018年～ 2023年			
2024年～ 2037年	制度終了		年間 40 万円

なお、つみたてNISAは、その名の通り積立口座であるため月々33,333円(その年の1月から毎月積立てを行う場合)が投資上限額となる^{注23}。また、その対象商品は金融庁が定めた要件を満たす公募株式投資信託と上場株式投資信託(ETF)に限定されているため、つみたてNISAでは、投資口を含む上場株式等の個別銘柄の取得はできない。

注 15

株式数比例配分方式をする場合、他の証券会社も含め、その個人が持つすべての証券口座で株式数比例配分方式に統一されることになり、すべての上場株式等の配当等は受取時に特定口座内で源泉徴収が行われることになる(この場合、証券会社が配当の源泉徴収義務者になる)。

注 16

OPDについては、特定口座内で譲渡所得の計算を行う証券会社と行わない証券会社があるようなので注意が必要である。

注 17

(4) b. の確定申告の例では住民税5%の還付分は翌年の住民税で調整されることになるが、源泉徴収選択口座の場合は(所得税と同様)翌年の初めに特定口座に還付されることになる。

注 18

NISA口座内の譲渡益が非課税になる一方で、譲渡損は「なかったもの」とみなされるため、他の上場株式等の譲渡損との損益通算は認められない。

注 19

譲渡益は自動的に非課税になるが、配当等を非課税にするためには、(6) b. と同じく「株式数比例配分方式」を選択する必要がある。

注 20

5年間で売却せずかつロールオーバーを選択しなかった場合、5年目の12月末の終値を取得価額として課税口座(特定口座または一般口座)に移管される。

注 21

その年に一般NISAを使うか、つみたてNISAを使うかをあらかじめ選択しておく必要がある。

注 22

2022年4月の民法改正に伴い、2023年から満18歳に引き下げられる予定(同じくジュニアNISAの上限年齢も引き下げられる予定)。

注 23

証券会社によってはボーナス月の増額設定や毎営業日積立ても可能。

3.法人投資主の税務

(1) 利益分配金

法人投資主が投資法人から受け取る利益分配金については、受取配当等の益金不算入の適用はない。これはその投資法人が導管性要件を満たせず、通常課税を受ける事業年度に係る分配においても同様である。

法人投資主に対する分配には住民税(配当割5%)は課されず、下記の税率による源泉徴収が行われるが、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税は法人税の前払いとして所得税額控除の対象となる。

投資法人の区分	所得税 ^{注4}	住民税	合計
上場	15% (2037年までは 15.315%)		15% (2037年までは 15.315%)
私募	20% (2037年までは 20.42%)		20% (2037年までは 20.42%)

(2) 一時差異等調整引当額 (ATA)

利益超過分配金のうちATAは、法人税法上本則配当として扱われ、(1)利益分配金と同様の課税関係が適用される(投資口の譲渡損益は発生しない)。また、所得税額控除においては、利益分配金と同様に所有期間の按分が必要となる。

(3) その他の利益超過分配金 (OPD)

利益超過分配金のうちOPDは、投資法人の資本の払戻しに該当し、投資主においては「みなし配当」と「みなし譲渡収入」から成るものとして取り扱われる。

a. みなし配当

みなし配当の額は投資法人から通知され、(1)利益分配金と同じ課税関係が適用される。なお、所得税額控除においては、所有期間の按分を行わない。

b. みなし譲渡収入

OPDのうちa.みなし配当以外の部分は、投資口の譲渡に係る収入金額とみなされる(これを「みなし譲渡収入」という)。投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価を算定し、投資口の譲渡損益を計算する。また、投資口の取得価額の調整(減額)を行う。これらの譲渡原価、譲渡損益、取得価額の調整(減額)の計算方法は、個人投資主の場合と同様である。

(4) 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡損益は、原則として約定日(譲渡に係る契約の成立した日)の属する事業年度に計上する^{注24}。

注 24

有価証券の譲渡及び取得のいずれについても継続的に有価証券の引渡日に計上している場合には、その処理方法も認められる(法人税基本通達2-1-23)。

やまもと きょうじ

税理士

EY 税理士法人 グローバルコンプライアンスアンドレポーティンググループ 不動産チーム エグゼクティブディレクター
第一勧業銀行を経て1992年太田昭和アーンストアンドヤング(現EY 税理士法人)に入社。2001年のJリート創設当初から税務実務に携わり、現在はEY 税理士法人における投資法人分野の責任者。

ふるかわ ひであき

税理士

EY 税理士法人 グローバルコンプライアンスアンドレポーティンググループ 不動産チーム エグゼクティブディレクター
大手外資系税理士法人および米国系大手ノンバンクを経て、2014年EY 税理士法人に入社。国内外の事業法人、金融機関、REIT、投資ファンド向けに不動産・インフラ・大型動産に関連する税務アドバイスおよびコンプライアンス業務を提供。Jリートについては2001年の創設時より税務実務に関与している。